114	体外式ペースメーカー用カテーテル電極 (2) 心臓電気生理学的検査機能付加型 ⑤ アブレーション機能付き イ 接触情報感知機能付き （薬事法承認番号） 22400BZX00163000	平成24年10月1日から 平成26年3月31日まで	382,000円

○農林水産省告示第二千二百十四号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十四年九月二十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき四九、二二〇円

適用期間　平成二十四年十月一日から十二月三十一日まで

二　農林水産大臣の定める額　零

適用期間　平成二十四年十月一日から十二月三十一日まで

三　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一一二、一七二円（うち消費税額及び地方消費税額分　五、三四二円）

適用期間　平成二十四年十月一日から十二月三十一日まで

四　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一三一、三〇三円（うち消費税額及び地方消費税額分　六、二五三円）

適用期間　平成二十四年十月一日から十二月三十一日まで

五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき六七、二一〇円

適用期間　平成二十四年十月一日から十二月三十一日まで

○農林水産省告示第二千二百十五号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十二条第二項及び第三十六条第二項の規定に基づき、平成二十四砂糖年度に係る国内産糖交付金及び平成二十四でん粉年度に係る国内産いもでん粉交付金の単価を次のように定めたので、同法第二十二条第三項及び第三十六条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年九月二十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　てん菜を原料として製造される国内産糖　一七、五二三円

正味一、〇〇〇キログラムにつき

二　さとうきびを原料として製造される国内産糖　一七、五二三円

表一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、さとうきびを原料として製造される国内産糖の製造事情等を踏まえ、平成二十四砂糖年度に限り、表二の中欄に掲げる国内産糖製造事業者の製造事業所所在地に対応する表一の上欄に掲げる区分に応じた同表の下欄に掲げる額に、当該事業者ごとに、表二に掲げる額を当該事業者が製造し同年度に販売した国内産糖の数量に相当する数で除した額（国内産糖正味一、〇〇〇キログラム当たりの額をいい、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を加えて得た額とすることができる。

表一

区分	額
一　鹿児島県	
(一)　種子島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　五一、一〇七円
(二)　奄美大島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　八二、五五二円
(三)　喜界島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　五一、七三八円
(四)　徳之島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　四五、九六二円
(五)　沖永良部島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　五九、八二五円
(六)　与論島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　八五、二二六円
二　沖縄県	
(一)　沖縄本島において製造されるもの（(二)に掲げるものを除く。）	正味一、〇〇〇キログラムにつき　五三、七六三円
(二)　沖縄本島において製造されるもの（沖縄本島において販売されるものに限る。）	正味一、〇〇〇キログラムにつき　四四、七一三円
(三)　伊是名島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　一一〇、〇〇一円
(四)　久米島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　七三、四五二円
(五)　南大東島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　九一、八〇九円
(六)　北大東島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　一二九、九七六円
(七)　宮古島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　五〇、二四三円
(八)　伊良部島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　六八、七九〇円
(九)　石垣島において製造されるもの	正味一、〇〇〇キログラムにつき　六二、九三一円